○内閣府告示第百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県三方郡美浜町

二　地域再生計画の名称　廃校施設を活かした地域コミュニティ活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福井県三方郡美浜町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県、都留市及び上野原市並びに山梨県南都留郡忍野村及び北都留郡小菅村

二　地域再生計画の名称　甲斐の国富士東部地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　都留市、大月市及び上野原市並びに山梨県南都留郡道志村、忍野村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県、北杜市及び甲斐市

二　地域再生計画の名称　甲斐の国中北部地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市及び甲斐市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県、笛吹市及び甲州市

二　地域再生計画の名称　甲斐の国峡東地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山梨市、笛吹市及び甲州市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県並びに山梨県西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡早川町、身延町及び富士川町

二　地域再生計画の名称　甲斐の国峡南地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡早川町、身延町、南部町及び富士川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富士吉田市

二　地域再生計画の名称　富士吉田市「美しい富士の里」水資源保全計画

三　地域再生計画の区域の範囲　富士吉田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大月市

二　地域再生計画の名称　アユ踊る清流育む自然豊かなまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　大月市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　韮崎市

二　地域再生計画の名称　韮崎市「美しく、人・地域が輝く未来へのものがたり」魅力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　韮崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北杜市

二　地域再生計画の名称　清らかな水資源の保全と活用計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北杜市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三